

伊奈町役場新庁舎整備 基本構想・基本計画書 追補版 【概要】

新庁舎建設に向けた事業計画の変更経緯

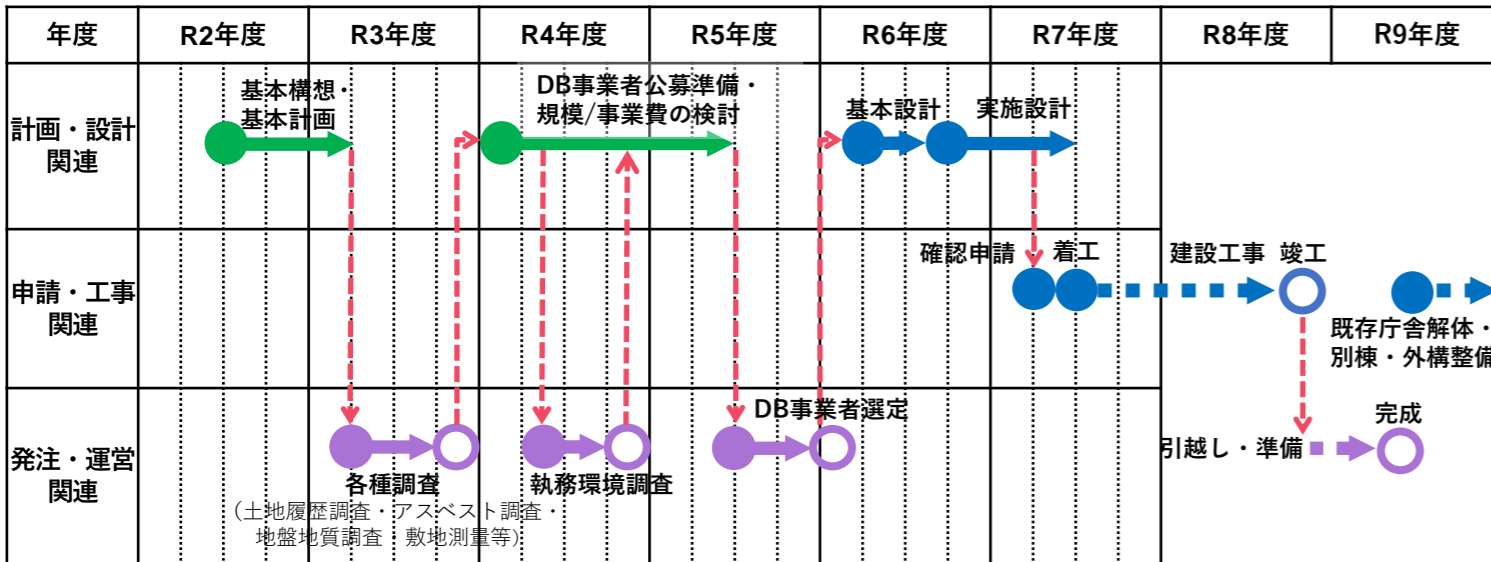
令和3年度に策定された「伊奈町役場新庁舎整備基本構想・基本計画書」を基に、具体的な機能や諸条件の整理とともに、発注準備を進めておりましたが、近年の建設費や物価高騰の影響を鑑みて、①発注方法、②複合化候補施設並びに施設全体の規模等について、以下のとおり再検討を行いました。

- ① 発注方法については、コスト縮減や工期短縮等の効果があることから、従来方式による発注方法から、設計・施工一括発注方式を採用するように変更する。
- ② 複合化候補施設については、交流機能・町民サービス・執務環境の向上、現施設の課題改善等の観点から、複合化の効果が高い図書館、観光協会及び消防団第2分団の3施設を新庁舎に複合化する方針とする。また、施設規模については、執務環境調査等の結果から施設全体の規模の適正化を図る。

このような検討経緯を踏まえ、新庁舎の供用開始時期を令和8年度から令和9年度（予定）に変更し、新庁舎整備を進めてまいります。

事業スケジュール

新庁舎整備については、令和9年度の供用開始を目標に進めてまいります。



※今後のスケジュールについては、事業者による検討結果や設計段階での詳細な検討の中で変動する可能性があります。

新庁舎と複合化する施設の検討経緯

基本構想・基本計画書の方針や新庁舎全体の計画を踏まえて、複合化した場合の効果について、施設規模、賑わい創出、機能連携等の観点から更なる検討を行ってまいりました。

複合化候補施設の図書館、児童館、保健センター、観光協会、シルバー人材センターの5施設と、新たな候補施設となった消防団第2分団に対してヒアリング調査等を行い、整備条件や施設の特徴、複合化への意向等を確認し、複合化する場合の効果やメリット・デメリット等を整理しました。その結果、以下のとおり、図書館と観光協会、消防団第2分団を複合化する方針としました。

【複合化方針の検討結果】

図書館、観光協会は、現施設の配置や施設規模ではサービス等の改善は限定的であり、複合化することで、施設の利用促進、会議室や駐車場不足の改善や賑わい創出等の観点から複合化する効果が高いと判断します。また、消防団第2分団は、庁舎機能との相互補完やスペースの合理化が可能になります。

一方、児童館、保健センター、シルバー人材センターは、関係所管課との連携や設備・倉庫機能の充実等による効果は期待されるが、新庁舎又は新庁舎敷地等において施設専有部の十分な確保が難しく、かつ各施設の特徴や運用状況を鑑みて、現施設を利用することとします。

但し、新庁舎には、町民サービス向上等の観点から、健康増進課の一部機能や乳幼児連れの来庁者に配慮した機能充実を図ります。

新庁舎等の規模

(1) 新庁舎の規模

- ① 庁舎の規模
執務環境調査による現状調査・分析結果や各課へのアンケート調査に基づく必要面積算定のほか、町民の利便性や業務の効率化等を勘案し、必要な延床面積を6,500㎡程度とします。
- ② 別棟の規模
建設コスト低減や利便性を考慮して、防災倉庫等の倉庫機能、車庫、作業員等控室及び消防団第2分団を別棟として想定します。各機能の必要面積より、延床面積を700㎡程度とします。
- ③ 複合化候補施設の規模
各施設の現状面積やヒアリング調査、地域の交流や発展に貢献できる機能や賑わい創出等の観点から、必要な延床面積を1,850㎡程度（図書館 約1,100㎡、観光協会 約25㎡、交流スペース 約285㎡、共有スペース 約440㎡）程度とします。

以上の①、③を合算した新庁舎の面積と、②の別棟の面積は次のとおりとします。

規模	令和3年度 基本構想・基本計画書	令和5年度 基本構想・基本計画書（追補版）
新庁舎の延床面積	9,800㎡程度	8,350㎡程度
別棟の延床面積	700㎡程度	700㎡程度

※延床面積を含めた新庁舎等の規模については、設計段階での詳細な検討の中で変動する可能性があります。

(2) 概算事業費

基本計画策定時からの物価上昇率や追加要素等を考慮し、以下のとおり想定します。ただし、今後の経済状況や建設費や物価等の変動を注視して、事業内容や、発注条件は十分に精査するものとします。(税込み)

項目	金額（億円）		備考	
	令和3年度 基本構想・ 基本計画書	令和5年度 基本構想・ 基本計画書 （追補版）		
新庁舎 建設費用	新庁舎建設工事費	49.74	・外構工事費を含む ・杭工事費を追加	
	別棟建設工事費	2.49	2.74	
	設計費等 （基本・実施設計、工事監理費等）	3.92	4.47	
既存庁舎 解体費用	解体工事費 （北庁舎、東庁舎、付属施設）	2.79	2.19	・舗装等の撤去費を含む ・アスベスト対策費含む
合計		約58.94	約60.95	

※令和5年度の事業費は、令和3年度以降の物価上昇等の増額要因を考慮し、試算しています。ただし、令和5年3月以降の物価上昇等は含まれません。
※令和3年度基本構想・基本計画の事業費は、他自治体の庁舎建設事例を参考に算定を行ったものであり、事業費を確定するものではありません。
※各種調査にかかる費用、什器・備品購入にかかる費用、ネットワークシステム関係費用、移転費用、地中障害物があった場合の撤去処分費等は、概算事業費に含まれません。